

特定非営利活動法人デイサービス豆たん

指定通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人デイサービス豆たん（以下「当施設」という）において実施する通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って通所介護計画をたてて実施し、当施設において入浴、食事の提供、日常生活上の世話、機能訓練を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 当施設では、通所介護計画に基づいて、機能訓練指導員により機能訓練を行い、利用者の心身の機能維持回復を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害のおそれのある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束をおこなわない。
 - 3 当施設では、地域の中核施設となるべく居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供ができるよう努める。
 - 4 当施設では明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うと共に利用者の同意を得て実施するように努める。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第3条 当施設の従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする

- 1 管理者 ; 常勤 1名以上（認知症対応型管理者兼務）
管理者は、当施設に携わる従業者の管理・指導を行う
- 2 生活相談員 ; 常勤（非常勤） 1名以上
生活相談員は、利用者およびその家族からの相談に適切に応じると共にレクリエーション等の計画、指導を行い市町村との連携を図る。
- 3 看護職員 ; 常勤（非常勤） 1名以上
利用者の通所介護計画に基づく看護を行う。
- 4 介護職員 ; 常勤（非常勤） 1名以上
利用者の通所介護計画に基づく介護を行う。

- 5 機能訓練指導員； 常勤（非常勤） 1名以上

機能訓練指導員は、通所介護計画の作成・変更を行うほか機能訓練の実施に際し指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第4条 通所介護の営業日及び営業時間以下の通りとする。

- 1 営業日

月曜日～土曜日までとする。ただし、お盆（8月14日～16日）及び年末・年始（12月30日～1月3日）は除く又特別な事例はこの限りではない。

- 2 営業時間

午前8時30分～午後5時30分までとする。

- 3 サービス提供時間

午前9時00分～午後 4時10分

（利用定員）

第5条 通所介護の利用定員数は、42名とする。

（通所介護の内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 通所介護は看護・介護のスタッフにより通所介護計画に基づき必要な介護支援等を行う。

- 2 通所介護計画に基づき、入浴介助を実施する。
3 通所介護計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
4 通所介護計画に基づき、機能訓練指導を実施する。
5 相談援助サービス

(1) 通所介護を提供した場合の利用料金は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額（一定以上所得者の場合は2割又は3割）とする。

(2) 利用料として、食事費、オムツ費、行事費、その他の費用等利用料を定める利用料金表により支払いを受ける。

食事費 ・ ・ 650 円

雑費・オムツ費 ・ ・ 実費

行事費 ・ ・ その他の費用利用料はその都度定める。

(3) 第(1)項及び(2)項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

(4) 利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載した領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は以下の通りとする。

下関市 （離島、彦島、豊北町は除く）

（サービス利用に当たっての留意事項）

第8条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下の通りとし、利用者に対し説明を行い同意を得るこ

ととする。

- 1 保険証の提出
- 2 緊急時の連絡
- 3 利用料、その他費用の支払い
- 4 欠席する場合の連絡
- 5 入浴前の食事摂取状況
- 6 その他所持品、備品等のもちこみに対する注意事項
- 7 衛生管理等

- * 食中毒及び感染症の発生を防止するための処置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- * 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオレラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発生されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
- * 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 通所介護実施中に、利用者の心身の状態が急変した場合、利用者のかかりつけ医院、その他適当な病院若しくは診療所への受診等の必要な処置を講じることとする。
- 2 前項のほか、通所介護利用中に利用者の状態の急変等緊急事態が生じた場合は、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者、市町村及び居宅介護支援事業所に連絡します。

(非常災害対策)

- 第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- 1 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - 2 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - 3 災害の発生が生じた場合は、被害を最小限にとどめる為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - 4 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(苦情処理)

- 第11条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な処置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導者又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合

は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の尊厳保持・人権尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を年2回以上実施します。
- (2) 虐待の防止に係る責任者を選定する。
役職：管理者
- (3) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回開催する。

- 2 事業者は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 施設職員の資質向上の為に、その研修の機会を確保する。

- 2 職員は、正当な理由もなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。又職員であった者が、正当な理由もなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、必要な指導教育を講ずる。
- 3 次の各号に該当する場合には、事前に当該利用者又はその家族の同意を得ることとする。
 - ① 介護保険サービスの利用のため市町村、居宅支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関への情報提供。
 - ② 介護保険サービス、質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表会。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人デイサービス豆たん法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する

付 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する
付 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する
付 則

この規定は、平成21年6月1日から施行する。
付 則

この規定は、平成22年7月1日から施行する。
付 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。
付 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。
付 則

この規定は、平成25年10月1日から施行する。
付 則

この規定は、平成26年 4月1日から施行する。
付 則

この規定は、平成27年 4月1日から施行する。
付 則

この規定は、平成27年 5月1日から施行する
付 則

この規定は、平成27年 8月1日から施行する
付 則

この規定は、平成27年 10月1日から施行する
付 則

この規定は、平成28年 12月1日から施行する
付 則

この規定は、平成29年 4月1日から施行する
付 則

この規定は、平成29年 4月1日から施行する
付 則

この規定は、令和元年 8月1日から施行する
付 則

この規定は、令和元年 10月1日から施行する
付 則

この規定は、令和3年 4月1日から施行する
付 則

この規定は、令和3年 9月1日から施行する
付 則

この規定は、令和6年 4月1日から施行する